

令和4年度 第1回 尼崎市社会保障審議会障害者福祉専門分科会
議事録

日時：令和4年7月4日（月）15：00～17：00

場所：尼崎市役所本庁舎南館地下1階「南B1－3会議室」

1 開 会

- ・ 事務局より、感染症拡大防止の取組についての説明
- ・ 事務局より、情報支援（手話通訳者・要約筆記者の設置）についての説明
- ・ 事務局より、人事異動に伴う変更についての報告

2 委員の定足数の確認

- ・ 出席委員15名

3 議 事

- ・ 事務局より、配布資料の確認

(1) 施策展開イメージに対する意見報告について

- ・ 事務局より資料1で説明

(質疑応答)

質疑応答なし

(2) 評価・管理シートの見直しについて

- ・ 事務局より資料2-1、2-2で作成スケジュールの見直しについて説明

(質疑応答)

委員：具体的に資料1「尼崎市障害者計画に係る今後の施策展開イメージ（案）に対する委員意見一覧」や外部評価の取り扱いについて、具体的に一例を挙げながら説明をお願いしたい。

事務局：資料1「尼崎市障害者計画に係る今後の施策展開イメージ（案）に対する委員意見一覧」の2ページNo.13で説明させていただく。

昨年度は参考資料1「尼崎市障害者計画に係る今後の施策展開イメージ（案）」（基本施策5）でご意見いただいた。この資料を配付した前回開催時の令和3年度（令和4年3月）の時点で、グループホームの今後の方向性を令和5年度にどう進めていくかを（案）として記載している。

最上位計画である「尼崎市総合計画」のスケジュールでは令和5年度の施策については、令和4年度の秋頃に検討するが、「尼崎市総合計画」の『施策評価表』に反映するため、我々は令和3年度の冬に令和5年度向けの施策を考え、皆様に提示し、外部評価をいただいている状況である。たくさんのご意見をいただくが、結果的に秋の政策要求前になると内容が変わってしまうことが往々にしてある中で、意見を取り直すスキームになっていないことを立ち返った時に、もう少し確定した段階の内容でしっかりとご意見いただく方がいいのではないかとというのが一つの目的である。

そこに付随して、夏前にご意見いただく方が事務の効率にもつながるので、今回提案させてもらった次第である。

会長：他に何かあるか。

委員：新しいスケジュールでは、前年度に春の実績評価をとり、今年度の方向性と来年度の検討をするということだと思うが、今年度の方向性というのを考えるにあたって、計画が動いている状態で意見は伝えづらく感じる。

もう1点は、新しい計画をつくるタイミングで、このサイクルがどうなるのかイメージがつき難いのでその説明も願います。

事務局：今年度に関しては、既に今年度の取組がスタートしていて、意見を言えてないのではないかと、弊害が切り替え時には生まれるが、サイクルが回りだせば各年度の意見が前もっていただけるようになる。確かに今回の新しい案では外部評価意見を8月末頃にいただき、9月頃にまとめる形にさせていただくが、行政の内部では翌年度の新規政策や見直しの事業を予算編成の中で検討していく時期でもあり、現実に沿った内容で意見や外部評価をいただくと考えている。

会長：他に何かあるか。なければ、引き続き説明をお願いします。

(3) 評価・管理シートの見直しについて

・事務局より資料2-1、2-3、2-4、参考資料2で様式の見直しについて説明。

(質疑応答)

会長：これは予算化されている場合と、予算化されていない意見の場合、どういう形で次年度の委員意見、外部意見につなげるのか。

事務局：予算化されていない事業の中で、新たにならば予算化しないといけないご提案をいただくと、すぐに反映し難い部分もあると思う。しかしながら、予算化せずとも、少し工夫すれば対応できる部分や、反映すべき部分は各局・所管の取組において、一定の反映は可能と考えている。

会長：他にはあるか。

委員：資料2-4「尼崎市障害者計画の関連事業等一覧」の右端、「総合計画体系」に記載している数字(01-1-④)について教えてほしい。

事務局：次期総合計画では大きく分けて13の施策を展開している。総合計画体系の「01」は、「地域・コミュニティ」にあたる。「障害者支援」は「06」となる。

次の「1」が表すのは総合計画の施策毎に展開方向が設定されており、多い施策では4つほどある。障害者計画で説明するとわかりやすいかと思うので置き換えると「重点課題」の1・2・3となる。

最後の数字「④」は、3つの重点課題に対し障害者計画の基本施策は9つあるので、重点課題1に対して基本施策1と2、重点課題2には基本施策の3・4・5・6、重点課題3には7・8・9となり、「障害者計画の基本施策9」を「総合計画体系」に当てはめてみると、06-3-③となる。

「総合計画体系」を記載することで何をしたいかを説明させていただく。例えば、先ほどの基本施策9の中には行政職員の合理的配慮への理解というものがあるが、障害者施策での取組以外にも、人事部局で職員の障害者雇用を所管しており、また人権施策でも合理的配慮・差別の禁止という取組をしている。総合計画の下に、人権施策・障害者施策・職員の内部管理というそれぞれの施策の中で、同じようなアプローチで差別解消や合理的配慮の取組をしているので、総合計画体系の欄に記載があれば、他施策・他計画との横の連携をしていることを見える化できるのではないかと狙いがある。

会長：他になければ、次の議題3に入らせていただく。

(4) グループホームの整備方策について

(質疑応答)

委員：資料3「本市障害計画に基づくグループホームの整備に向けた具体的な方策について」の中にも触れておられるが、私共の事業所でも既存の賃貸物件を転用しているパターンが多い。しかしながら、近年重度障害の方に対応しきれなくなっているため、他市の法人を参考にしたり、意見をもらいながら対応しているところである。具体的には、いわゆる建て貸しの賃貸で、セミオーダーで物件や土地を所有しているオーナーと話し、グループホーム専用で物件を建てていただき、それを借りるといったものである。

そうすることで、全ての課題が解決したわけではないが、解決しやすくなっている現状もある。ただ、これに関しては補助などが無いのが現状である。実際に重度障害の方の対応をしようと思ひ、ある程度の要望を聞き取ったうえで、なるべく多くの方に対応できるようにするには、設備に関して費用がかかり、それを賃貸物件として借りるので、最終的に利用者の負担となる。ただ、経済的なことで全ての方に賄うことができないので、何らかの補助があれば助かる。補助があれば重度の方のグループホームも少しずつ広がっていくのではないかと。

ご存知とは思いますが、近隣で言えば豊中市が建て貸しに関する補助制度を実施しているので、そういった制度を導入すれば、事業者も参入しやすくなると思ひ、参考までに意見させていただく。

事務局：豊中市も数年前からグループホームの整備方策を作成しており、拝見させていただいているので、建て貸しの補助制度を実施していることは把握していたが、ご意見のとおり、オーナー貸しの補助は、確かに国の整備補助の予算がつかない。結果的に不動産部分はオーナーが所有するものであって、公的資金を補助金としてつけ難いところである。今回の大規模改修の狙いとしては、既存の賃貸物件でも、大家さんの許可が必要ではあるが、改修が可能だということも想定したアプローチもしていきたい。

不動産会社にも意見をいただいたが、尼崎市は空き家の活用というのがあり、民間活用できる空き家については多くが市場に出ている。市場には出ているが、グループホームに転用する際に、共同のキッチンやお風呂の大規模改修が必要でオープンするまでに一定の金額がかかるというお声があった。そういった形であれば、重度化に対応していただくということはこういった整備補助金、大規模改修予算を充てれるのではないかと、そういったヒントもいただきながら、政策要求に挑んでみようと考えている。

同じ考えのもとに、オーナー貸しの部分でも通常の賃貸物件からグループホームにするために必要な設備の部分であるならば、そういった形での切り分けが可能かというのは、検討の余地があると思ひるので、いただいた意見も踏まえ政策要求に向けて検討していきたいと考える。

委員：今回2月から3月にかけて、私の所属している会で、アンケート調査をさせていただいた。全体の統計にはなるが、生活の場は「自宅」が9割、その中でも介護者は「母親」が9割だった。障害支援区分については「区分4～5」が6割、「区分6」が1割と、区分4以上の人が7割を占めている。重度化・高齢化というのが、この結果からも顕著に表れ、親の高齢化が身に迫っているところである。また、障害当事者が40歳以上の家庭では「家族・介護者が70歳以上」の割合が7～7.5割となっており、自宅での入浴介助は障害当事者が大きくなればなるほど困っているという状況が、アンケートからも見て取れる。70歳以上の母親が入浴を介助する大変さを皆さんに想像していただきたい。

また、将来についてのアンケートでは、障害当事者が40歳以上の家庭でも、出来るだけ福祉サービスを利用し自宅で生活をしたいという方が4割ほどいらっしゃった。複数回答可能なので、グループホームを利用したいという回答と重複するが、できるだけ子どもを家族で支えながら自宅で一緒に暮

らしたいと考えておられる。今まで地域で生活してきた気持ちを私達も支えていきたいと思っているので、生活介護事業所も改修できるということをもっとアピールしていただき、在宅支援に生かしていただきたい。

事務局：貴重な情報をいただき感謝申し上げます。我々は施策評価表での評価内容を踏まえて、毎年度市の政策要求に挑むわけだが、現在、内部での最終評価の段階でもあり、三役からもグループホームを選択される方もいらっしゃるが、尼崎は特に居宅サービスが多く、在宅生活もしやすい環境にもあるので、在宅生活をされている方の維持という視点も忘れないようにとお声をいただいている。尼崎市の良さがそこにはあると思うので、そういった点や本日いただいた意見も踏まえて今後も検討していきたい。

会長：在宅での入浴介助でヘルパーの派遣は尼崎市として行っているのか。

事務局：居宅サービスの中でも入浴介助は行っており、ヘルパー1人での対応が難しい高齢者や重度障害の方は、2人で対応する場合もある。しかし浴室・浴槽が狭いと2人対応にしても介助に入れないこともあり、やはり入浴の課題が一番直面すると思われる。

先ほどの意見にもあったように、入浴を済ませて帰宅するだけでも1日の負担が軽減されるというのはお聞きしているが、一方で事業所としては運営の中で、全て入浴支援に偏ってしまうと、人材確保・事業運営の難しさも出てくる。

まずは、ハード面の部分でトライしてみようと思うが、環境が整理されても直ちに全てが解消されるとは思っていないので、引き続きの検討課題と捉えている。

4 その他

・事務局より報告

(質疑応答)

特に質疑応答なし

会長：それでは、これで本日の尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会を閉会する。皆様、本当にありがとうございました。

5 閉会

以上